

資 料 編

資料 1 自然公園等施設の整備状況

(1) 国立 国定公園

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 46	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場 舗装整備 バス発着所舗 装整備	大山町 "	面積 11,160 m ² 収容能力 206 台 1,455 m ²	20,000 千円 1,700
		山陰海岸国立公園	岩美町 鳥取市 福部村	安全柵 L=633 m 焼却炉 1、空缶圧縮機 1、 ガッス粉砕機 1、ゴミカゴ 28 収容棟 (9.8 m ²) 1 棟 植栽延長 1,135 m チューリップ球根 57,200 球	5,000 2,415 572
	氷ノ山・後山・那岐山 国定公園	雨滝園地整備	国府町	面積 1,018 m ²	2,000
	小計				31,687
47	大山隠岐国立公園	大山頂上歩道 整備	大山町	延長 1,821 m 柵延長 1,712 m 制礼 43 本	2,200
		清掃施設整備	溝口町	ごみ焼却炉、空缶圧縮機、ガッス粉砕機	3,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘道路 整備	福部村	アスファルト舗装 L=648.6 m W=7.0 m	29,200
		鳥取砂丘道路 補償工事	"	バス停 1 国道拡巾 L=18.8 m W=3.0 m~0 m 歩道 L=188 m W=3 m~1.5 m	6,700
氷ノ山・後山・那岐山 国定公園	雨滝歩道整備	国府町	L=1,852.5 m W=1.5 m	3,400	
小計				44,500	
48	大山隠岐国立公園	大平原清掃施設整備	江府町	ごみ焼却炉、機械収納棟 電気設備一式	3,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場 整備	福部村	面積 6,591 m ²	14,600
		鳥取砂丘道路 整備	鳥取市 "	アスファルト舗装 L=460 m W=7.0 m アスファルト舗装 L=340 m W=7.0 m	25,200 18,200
	氷ノ山・後山・那岐山 国定公園	芦津園地整備	智頭町	園地 L=2,500 m W=1.5 m 駐車場面積 1,000 m ² 砂利敷 公衆便所 18.6 m ²	11,800

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
48	小計				72,800千円
昭和 49	大山隠岐国立公園	大山自然科学館整備	大山町	R C二階建 延べ 394.1 m ²	50,600
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘排水処理施設整備	鳥取市 福部村	排水管 H P φ 200 Ⅲ L=1,500 m L P φ 150 Ⅲ L=1,100 m φ 200 Ⅲ L= 650 m 圧送ポンプ 3か所 沈殿池、電設設備汚泥槽	102,250
	比婆道後帝釈国定公園	船通山歩道整備	日南町	L=1,170 m W=1.0~1.5 m 簡易施設 (指導標10基、案内板2基)	3,000
	小計				155,850
50	大山隠岐国立公園	鍵掛峠園地整備	江府町	公衆便所 R C 2,688 m ² 駐車場 528 m ² 給排水工事一式	10,000
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	野営場 9,000 m ² 300人収容 取合車道 L=506 m W=3.0 m 炊事場 22.8 m ² 2棟 便所 18.6 m ² 2棟 給水施設、電気工事一式	28,000
	小計				38,000
51	大山隠岐国立公園	大山自然科学館展示整備	大山町	動植物、地形、地質コーナー整備	8,000
	山陰海岸国立公園	浦富駐車場整備 鳥取砂丘道路整備	岩美町	駐車場舗装 2,299 m ²	7,800
			福部村	ロックネット 655 m ² 砂防柵 L=182 m H=95 cm	5,000
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	サイト造園 4,032 m ² 歩道 L=260 m W=1.5 m 取付車道 L=198 m W=3.0 m	29,000
小計				49,800	
52	大山隠岐国立公園	大山自然科学館展示整備	大山町	動植物、地形、地質コーナー整備	11,000
	小計				11,000
53	大山隠岐国立公園	槇原駐車場 大山自然科学館展示整備	大山町 "	駐車場造成 人文コーナー整備	24,000 10,000
	小計				34,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和54	大山隠岐国立公園	大平原園地整備	江府町	駐車場舗装(アスファルト) 2,500 m ²	10,000千円
		槇原園地整備 一向平野営場整備	大山町 東伯町	芝生広場造成 11,506 m ² テントサイト整備 2,146 m ² 炊事場 36.1 m ² 1棟 公衆便所 33.3 m ² 1棟 給水施設 1式	20,000 12,000
	小計				42,000
55	山陰海岸国立公園	山陰海岸自然科学館整備	岩美町	R.C造平家建 393.6 m ² 展示 1式	80,000
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	管理車道舗装 W=3.0 m L=705 m	14,000
	小計				94,000
56	山陰海岸国立公園	山陰海岸自然科学館整備	岩美町	駐車場 AS舗装 1,358 m ² サイト造園 896 m ² 汚水浄化施設 1式 空調施設 1式 展示 1式	59,245
	山陰海岸国立公園	羽尾岬歩道整備	岩美町	歩道 L=1,310 m W=1.5 m	10,000
	大山隠岐国立公園	一向平野営場整備	東伯町	駐車場 1,050 m ² 管理棟 木造 48.7 m ²	14,800
	小計				84,045
57	山陰海岸国立公園	羽尾岬歩道整備	岩美町	歩道改良 L=1,894 m W=0.8~1.5 m 休憩所 ぎ木造 1.8 m ²	9,400
	山陰海岸国立公園	浦富網代歩道整備	岩美町	歩道新設 L=305 m W=1.5 m 安全施設 L=320 m 標識区間 L=1.4 km	15,000
	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場整備	大山町	取付道拡幅 L=195 m W=8.0 m 駐車場拡張 AS舗装 909 m ²	20,600
	大山隠岐国立公園	大山周廻歩道整備	大山町	歩道改良 L=266 m W=1.5 m 木造 L=115 m W=0.5 m 柵 L=410 m	27,400
	小計				72,400
58	山陰海岸国立公園	浦富網代歩道整備	岩美町	休憩所 RC造 A=14 m ² 探勝歩道改良 W=1.5 m L=1,080 m 防護柵等 1式 L=330 m	13,800

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 58	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場整備	福部村	駐車場アスファルト舗装 A = 4,924 m ² 歩道 L = 377 m W = 2.0 ~ 3.0 m	38,000 千円
	大山隠岐国立公園	元谷避難小屋新築	大山町	避難小屋 木造 59.61 m ²	16,000
	小計				67,800
59	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場整備	大山町	駐車場造成舗装 A = 665 m ² サイト造園 A = 3,486 m ² 探勝歩道新設舗装 W = 2.0 m L = 65.6 m W = 1.5 m L = 66.45 m	26,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘(多鯨ヶ池)歩道整備	鳥取市	探勝歩道改良舗装 L = 1,289 m W = 2.0 m	12,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場整備(公衆便所新築)	福部村	公衆便所 R.C造水洗 A = 25.74 m ² 浄化槽一式	11,600
	水ノ山・後山・那岐山 国定公園	那岐山登山道整備	智頭町	登山道新設 W = 1.5 m L = 816 m 登山道改良 W = 1.0 ~ 1.5 m L = 1,589 m 避難小屋 木造 A = 17.6 m ²	10,800
	小計				60,400
60	大山隠岐国立公園	大山頂上避難小屋整備	大山町	避難小屋 鉄骨造 平屋建 A = 100 m ²	52,000
	大山隠岐国立公園	大山登山道線歩道整備	大山町	木道新設 L = 105 m W = 0.5 ~ 1.0 m	10,000
	大山隠岐国立公園	※大山寺野営場休憩所整備	大山町	休憩所 鉄筋コンクリート造及び一部木造 2階建 延床面積 253.92 m ²	38,000
	小計	※(財)日本宝くじ協会助成事業			100,000
61	大山隠岐国立公園	楨原駐車場整備	大山町	駐車場改良舗装 A = 11,433 m ² 公衆便所 R.C造 汲取式 A = 21.98 m ²	38,200
	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場公衆便所新築	大山町	公衆便所 R.C造 汲取式 A = 50.47 m ²	11,800
	水ノ山・後山・那岐山 国定公園	那岐山登山線歩道整備	智頭町	歩道新設 L = 2,035.5 m W = 1.5 m	10,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
61	小計				60,000千円
合	計				1,018,282

(2) 県立公園(単県補助事業)

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 46	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園公衆 便所 馬の山車道 鉢伏山駐車場	倉吉市	1棟 26㎡	1,000千円
			羽合町 東郷湖	L=654m W=4m 面積 1,875㎡ 収容力 バス5台、小型車52台	2,400 2,000
	奥日野県立 公園	滝山公園園地	日野町	歩道 826m 東屋 14㎡ 3棟	2,600
	小計				8,000
47	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園歩道	倉吉市	L=491.7m W=2.0m	1,000
			奥日野県立 公園	滝山公園歩道	日野町
	小計				2,800
48	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園歩道 三徳山歩道	倉吉市	L=465.8m W=2.0m	1,000
			三朝町	L=314.8m W=1.5m	2,400
	奥日野県立 公園	滝山公園芝張	日野町	面積 1,508.6㎡	1,000
小計				4,400	
49	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園園地	倉吉市	歩道 L=400m W=1.5m 清掃設備、焼却炉1基	2,000
			奥日野県立 公園	滝山公園休憩 舎 石霞溪歩道	日野町 日南町
	小計				6,500
50	奥日野県立 公園	鶴ノ池公園歩 道 石霞溪歩道	日野町	L=485m W=1.5m	2,000
			日南町	L=110.2m W=1.0m	1,500
	小計				3,500

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 51	奥日野県立公園	鶴ノ池園地	日野町	給水場 1基 給水管 200m 洗場 1か所	2,000千円
	小計				2,000
52	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	遊歩道 L=687.8m W=1.5m 取付道路 L=28.5m W=2.0m 植栽(サクラ) 85本	3,000
	奥日野県立公園	鶴ノ池園地	日野町	整地所 10,000㎡ 2棟	2,000
	小計				5,000
53	奥日野県立公園	鶴ノ池園地	日野町	整地 9,860㎡ 芝張 1,220㎡	2,000
	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地 浅津駐車場 三朝駐車場	倉吉市	広場整備 4,363㎡ 取付道 45m 排水溝 218m	2,000
			羽合町	駐車場舗装 1,240㎡	2,000
			三朝町	駐車場舗装 584㎡ 外柵 85㎡ 案内板 1基	2,000
小計				8,000	
54	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地 打吹公園 三朝園地	倉吉市	駐車場造成 982㎡	2,000
			三朝町	休憩所 39.29㎡ 1棟 休憩所 16.0㎡ 1棟	3,000 2,000
小計				7,000	
55	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	休憩所 22㎡ 1棟	2,000
	奥日野県立公園	鶴ノ池車道	日野町	車道舗装 L=450m W=3.5m	5,630
	小計				7,630
56	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	展望休憩所 鉄骨造 33.9㎡	5,200
	奥日野県立公園	鶴ノ池車道 花見山駐車場	日野町	車道舗装 L=458m W=3.5m	4,000
			日南町	駐車場 866㎡	6,000
小計				15,200	
57	三朝東郷湖 県立公園	今滝歩道	東郷町	歩道 休憩所 L=237m W=1.5m ギ木造 4㎡	5,000

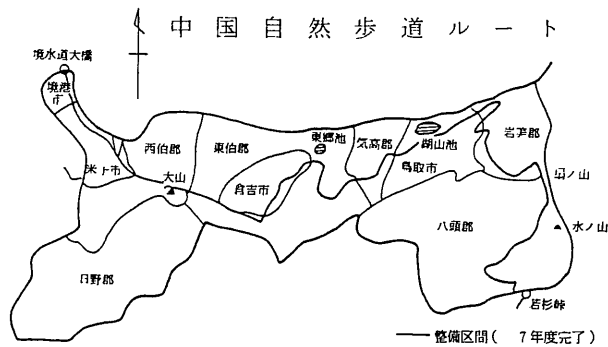
年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 57	奥日野県立公園	鶴ノ池便所	日野町	公衆便所 C・B造 18.6 m ²	2,500千円
	小計				7,500
58	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	修景伐 3,099 m ² 歩道 L=138 m W=2.0 m ネットフェンス H=3.0 m L=40 m ほか	3,000
	奥日野県立 公園	鶴ノ池野営場	日野町	テントサイト 4,586 m ² 炊事棟 24 m ²	5,000
	小計				8,000
59	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	園地整備 修景伐 A=7,399 m ² 歩道 L=230 m W=1.5 m ベンチ 15基 植栽 7本	2,400
	西因幡県立 公園	勝山城跡歩道	気高町	歩道整備 歩道 L=115 m (150段) W=1.0 m 休憩舎 木造 A=8.0 m ²	2,929
	奥日野県立 公園	鶴ノ池園地	日野町	園地整備 歩道 L=110 m W=1.5 m 休憩舎 木造 A=12 m ²	2,400
	小計				7,729
60	三朝東郷湖 県立自然公 園	大平山園地	倉吉市	園地整備 園地造成 2,364.45 m ² 階段工 23.8 m (44段)	3,300
	西因幡県立 自然公園	長尾鼻園地	青谷町	園地整備 歩道改良舗装 L=91.0 m W=1.0 m	2,700
	小計				6,000
61	三朝東郷湖 県立自然公 園	大平山園地	倉吉市	園地整備 園地造成 A=2,935 m ² 遊歩道 L=40 m W=2.0 m	2,000
	西因幡県立 自然公園	長尾鼻園地	青谷町	園地整備 歩道改良舗装 L=210 m W=1.0 m	2,424
	奥日野県立 自然公園	塔の峰公園	日野町	公衆便所 C B造 A=17 m ²	2,000
	小計				6,424

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
合計					105,683千円

(3) 中国自然歩道

年度	整備路線名	事業所	事業内容	事業費
昭和52	川床・一向平線	大山町 東伯町	歩道改良 L=9,039 m W=1.5 m 吊橋 L=45 m W=1.0 m (大山隠岐国立公園内)	29,800千円
	岩戸大谷線	岩美町 福部村	歩道新設 L=2,650 m W=1.5 m 休憩所 1棟 28㎡ 公衆便所 2棟 49㎡ (山陰海岸国立公園内)	30,200
	小計			60,000
53	川床赤松線	大山町	歩道新設 L=649 m W=1.5 m 休憩所 1棟 28㎡ 歩道改良 L=3,967 m W=1.5 m (大山隠岐国立公園内)	27,200
	雨滝扇ノ山線	国府町 岩美町	歩道新設 L=5,552 m W=1.0~1.5 m 歩道改良 L=5,500 m W=1.0~1.5 m 橋 L=10 m W=1.5 m 休憩所 1棟 55㎡ (水ノ山 後山・那岐山国定公園内)	32,800
	小計			60,000
54	雨滝大谷線	鳥取市 国府町 岩美町 福部村	歩道新設 L=6,921 m W=1.0 m 標識区間 46.5 km 休憩所 4棟 51㎡ 公衆便所 1棟 20㎡ (公園外)	45,000
	一向平三朝線	倉吉市 東伯町 関金町 東郷町 三朝町	歩道新設 L=2,700 m W=1.5 m 標識区間 46.0 km 休憩所 2棟 22㎡ 公衆便所 3棟 37㎡ (公園外)	36,000
	小計			81,000
55	岩戸浜坂線	福部村 鳥取市	標識区間 6.3 km 公衆便所 1棟 16㎡ (山陰海岸国立公園内)	7,000

年度	整備路線名	事業か所	事業内容	事業費
昭和 55	浜坂 三朝線	鳥取市 鹿野町 三朝町	歩道新設 L=6,000 m W=1.0 m 標識区間 45.5 km 休憩所 2棟 26 m ² 公衆便所 1棟 12 m ² (公園外)	52,800千円
	小計			59,800
56	芦津 三滝奥線	智頭町	歩道(改良) L=2,912 m W=1.5 m 標識区間 5.0 km 休憩所 杉木造 19.8 m ² (水ノ山・後山 那岐山国定公園)	17,600
	広留野・扇ノ山線	若桜町	歩道(改良) L=1,088 m W=1.5 m 標識区間 1.5 km (水ノ山・後山 那岐山国定公園)	7,200
	芦津 広留野線	智頭町 八東町 若桜町	歩道(改良) L=10,017 m W=1.5 m 標識区間 21.0 km 休憩所 杉木造 19.8 m ²	33,900
	小計			58,700
57 (事業完了)	金門 寂静線	大山町	歩道(改良) L=1,087 m W=1.0~1.5 m 休憩所 木造 12.6 m ² (大山隠岐国立公園)	5,000
	狩谷山・若杉峠	若桜町	歩道(新設) L=3,857 m W=1.5 m (水ノ山・後山・那岐山国定公園)	11,400
	三滝奥 狩谷山	智頭町	歩道(新設) L=2,169 m W=1.5 m 標識区間 L=3.6 km (公園外)	7,500
	赤松・境水道大橋	大山町 米子市 境港市	標識区間 L=38 km 休憩所 杉木造 18 m ² 2棟 (公園外)	11,100
	小計			35,000
合計				354,500



資料2 自然科学館の利用状況

(単位 人)

施設名 年 度	大山自然科学館	山陰海岸自然科学館	計
51	25,950	—	25,950
52	33,940	—	33,940
53	31,815	—	31,815
54	35,290	—	35,290
55	33,100	—	33,100
56	33,490	11,604	45,094
57	37,670	14,636	52,306
58	37,760	11,572	49,332
59	45,505	9,750	55,255
60	56,906	10,322	67,228
61	64,389	12,435	76,824
計	435,815	70,319	506,134

資料3 温泉資源保全調査状況

温泉地名	調査状況	調査年度	調査内容	調査費 (円)
皆 生		昭和52年度～54年度	調査 試験井掘削(3井)	35,700
三 朝		昭和55年度～56年度	調査 試験井掘削(5井)	37,351
東郷・羽合		昭和56年度～58年度	調査 試験井掘削(6井)	70,480
浜 村		昭和58年度～60年度	調査 試験井掘削(5井)	36,298
関 金		昭和60年度～62年度	調査 試験井掘削(4井)	—
鹿 野		昭和62年度～64年度 (予定)	調査 試験井掘削(5井)	—

資料 4 自然環境保全基礎調査実施状況

区 分		実施期間	実 施 箇所数	調 査 箇 所 名		
調査回数	調 査 名					
第1回	植 生 調 査	昭和 48年度 } 52年度	15	意上奴神社社叢、松上神社社叢、菅野・酒賀神社、 筥津海岸、長田神社社叢、花倉山、別所、金谷川、 解脱寺、上阿毘縁神社社叢、唐川、洗足山、御熊、 小河内		
	動 物 調 査			4	金谷川、別所、唐川、瓜谷	
	地形 地質 調 査				6	菅野、筥津海岸、高清水高原、人形峠、稲葉山、 宮ノ下、佐治谷、金華山
第2回	植 生 調 査	昭和 53年度 } 57年度	11	長尾鼻、新田、八葉寺川、虫井神社、赤蔵神社、 扇ノ山、泊海岸、田代、曾谷、金ヶ谷山、坂田、 南田神社		
	特 定 植 物 群 落 調 査			60	須賀の山(氷ノ山)の自然林	大野見宿弥命神社社叢
			須賀の山古敷岩の風衝低木群落		倉田八幡宮の社叢	
			甘露神社のスダシイ一次林		意上奴神社社叢	
			浦富海岸のクロマツ林		松上神社のスダシイサカキ林	
			南田神社社叢		矢橋神社社叢	
			陣鉢山周辺の自然林		鷲峰神社社叢	
			唐川湿原植生		高鉢山北谷の自然林	
			唐川のモミ林		大山神社社叢	
			宇部神社社叢		那岐山の風衝低木林	
			鳴滝山の自然林(トチノキ スギ・サワグルミ・ブナ)		那岐山山頂草原	
			赤蔵神社社叢		金山神社社叢	
			虫井神社社叢		三徳山の自然林(I)	
			椎谷神社社叢		三徳山の自然林(II)	
			久松山のスダジイ林		倭人神社社叢	
			鳥取砂丘植生		波々伎神社社叢	

				<table border="1"> <tr><td>打吹山のスダジイ林</td><td>日野町秋繩のケヤキ林</td></tr> <tr><td>御崎のハマヒサカキ群落</td><td>別所のコナフーソゴ林</td></tr> <tr><td>甲ヶ山周辺の自然植生</td><td>大木屋神社社叢</td></tr> <tr><td>地獄谷のミズナサワグルミ群落</td><td>大宮神社のモミ林</td></tr> <tr><td>鳥ヶ山のミヤマハンノキ林</td><td>石霞溪のアカマツ林</td></tr> <tr><td>甲川のイヌシブ林</td><td>三栄のケヤキ林</td></tr> <tr><td>甲川のサワグルミ林</td><td>日谷神社社叢</td></tr> <tr><td>甲川のクマシブ林</td><td>下阿毘縁神社社叢</td></tr> <tr><td>大崎大神山神社のスギ林</td><td>砥波神社のクレーコナフ林</td></tr> <tr><td>大山山頂部の自然草地植生</td><td>扇ノ山のブナ林</td></tr> <tr><td>大山山頂部附近の自然低木林</td><td>菅野湿原</td></tr> <tr><td>大山の中腹自然林</td><td>三国山のブナ林</td></tr> <tr><td>長田神社社叢</td><td>洗足山のヒノキーヒメコマツ林</td></tr> <tr><td>粟島神社社叢</td><td>花倉山の自然林</td></tr> <tr><td>金毘羅神社社叢</td><td>田代の風衝草原</td></tr> </table>	打吹山のスダジイ林	日野町秋繩のケヤキ林	御崎のハマヒサカキ群落	別所のコナフーソゴ林	甲ヶ山周辺の自然植生	大木屋神社社叢	地獄谷のミズナサワグルミ群落	大宮神社のモミ林	鳥ヶ山のミヤマハンノキ林	石霞溪のアカマツ林	甲川のイヌシブ林	三栄のケヤキ林	甲川のサワグルミ林	日谷神社社叢	甲川のクマシブ林	下阿毘縁神社社叢	大崎大神山神社のスギ林	砥波神社のクレーコナフ林	大山山頂部の自然草地植生	扇ノ山のブナ林	大山山頂部附近の自然低木林	菅野湿原	大山の中腹自然林	三国山のブナ林	長田神社社叢	洗足山のヒノキーヒメコマツ林	粟島神社社叢	花倉山の自然林	金毘羅神社社叢	田代の風衝草原
打吹山のスダジイ林	日野町秋繩のケヤキ林																																	
御崎のハマヒサカキ群落	別所のコナフーソゴ林																																	
甲ヶ山周辺の自然植生	大木屋神社社叢																																	
地獄谷のミズナサワグルミ群落	大宮神社のモミ林																																	
鳥ヶ山のミヤマハンノキ林	石霞溪のアカマツ林																																	
甲川のイヌシブ林	三栄のケヤキ林																																	
甲川のサワグルミ林	日谷神社社叢																																	
甲川のクマシブ林	下阿毘縁神社社叢																																	
大崎大神山神社のスギ林	砥波神社のクレーコナフ林																																	
大山山頂部の自然草地植生	扇ノ山のブナ林																																	
大山山頂部附近の自然低木林	菅野湿原																																	
大山の中腹自然林	三国山のブナ林																																	
長田神社社叢	洗足山のヒノキーヒメコマツ林																																	
粟島神社社叢	花倉山の自然林																																	
金毘羅神社社叢	田代の風衝草原																																	
	地形 地質 調 査		3	長尾鼻、泊海岸、曾谷																														
	海 域 生 物 環 境 調 査		5	小鴨が磯、御崎、酒ノ津、赤碓港、東坪																														
第3回	植 生 調 査	昭和 58 年度 } 61 年度	32	扇ノ山、陣鉢山、不動ガ嶽、菅沢、神戸上桑平峠、河合谷高原、鳥越峠、大木屋神社、三栄、城山、高尾神社裏、楽々福神社、城山、滝山公園、扇ノ山、陣鉢山、河合谷高原、印賀大向、与一谷、河合谷高原、日野川、阿毘縁、御墓原、倉谷、日野川、孝霊山、楨原、一ノ投、福頼、萩名、馬佐良、落合																														
	特 定 植 物 群 落 生 育 調 査		7	浦富熊野神社社叢、坂ノ谷神社照葉樹林、樗谿公園モ 林、東大山域ヒメコマツ群落、東大山域ク ソ ゴ低木群落、具坂キシツツジ群落、																														

			金華山熊野神社社叢
特定植物群落調査 (追跡調査)	60		第2回の特定植物群落調査地点
特定植物群落調査 (追加群落)	7		甕山コナファーシデ林、久松山アベマキ林、 日吉神社スダシイ林、伏野神社スダシイ林、 権現の森、三滝溪谷ブナ林、大山ミズナフ
特定植物群落調査 (生育状況調査群落)	9		唐川湿原植生、久松山スダシイ林、鳥取砂丘の植 生、大山寺大神山神社スキ老齡林、大山中腹の自 然林、大山ミズナラ、権現の森、大山山頂部付近 の自然草原、大山山頂部付近の自然低木林
湖沼 河川 調 査	6		多鯰ガ池、湖山池、東郷湖、千代川、天神川、 日野川
海域生物 環境調査	3		赤碓港、酒ノ津、東坪

資料5 自然解説実績

年度	区分	大山自然解説		山陰海岸自然解説	
		日数	参加者	日数	参加者
52		31	801	—	—
53		31	1,233	—	—
54		40	1,269	—	—
55		40	1,593	—	—
56		40	1,561	—	—
57		40	1,015	9	200
58		42	1,417	9	165
59		55	2,420	9	178
60		55	2,208	8	247
61		54	2,312	10	302

資料 6 自然保護研修実績

年度	区分	研修の名称	場所	参加者 (生徒)
56		自然保護研修	船上山少年自然の家	43人
57		〃	〃	41
58		〃	〃	38
59		自然を守る少年教室	〃	43
60		〃	〃	30
61		〃	〃	37

資料 7 昭和 60 年度常時監視測定結果の他県との比較

1 概 要

昭和 60 年度に中国 5 県で行われた環境大気測定局の測定結果のうち、環境基準物質について比較したものである。

各物質（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント）についての比較は表 1～表 5 のとおりである。

注 1 各表中数値は、昭和 60 年度「一般環境大気測定局測定結果報告」環境庁大気保全局大気規制課編昭和 61 年 12 月から抜粋。

注 2 局数について、下段（ ）内は設置市町村の数。

注 3 複数局ある鳥取、岡山、広島、山口の各県については、測定結果の最小局と最大局の測定数値を掲げた。

2 各物質の比較

表 1～表 5 のとおり

表1 二酸化硫黄の比較

都道府県	区分 局数	年平均値	1時間値が0.1 ppmを超えた時 間数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた日 数とその割合		1時間値 の最高値	日平均値 の2%除 外値
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)
鳥取	4 (4)	0.004	0	0	0	0	0.025	0.010
		0.009	13	0.3	5	3.0	0.146	0.043
島根	2 (2)	0.004	0	0	0	0	0.031	0.008
		0.006	0	0	0	0	0.073	0.017
岡山	55 (14)	0.003	0	0	0	0	0.024	0.008
		0.013	1	0.0	2	0.3	0.134	0.029
広島	47 (20)	0.004	0	0	0	0	0.030	0.007
		0.013	1	0.0	0	0	0.106	0.022
山口	41 (12)	0.003	0	0	0	0	0.033	0.006
		0.011	2	0.0	0	0	0.131	0.022

表2 一酸化炭素の比較

都道府県	区分 局数	年平均値	8時間値が20 ppmを超えた回 数とその割合		日平均値が10 ppmを超えた日 数とその割合		1時間値 の最高値	日平均値 の2%除 外値
		(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)
鳥取	3 (3)	0.4	0	0	0	0	2.9	0.6
		0.5	0	0	0	0	5.0	0.9
島根	1 (国設)	0.6	0	0	0	0	1.8	0.9
岡山	1 (国設)	0.7	0	0	0	0	5.3	1.5
広島	1 (国設)	0.2	0	0	0	0	1.4	0.5
山口	4 (3)	0.6	0	0	0	0	4.6	1.4
		1.3	0	0	0	0	7.0	2.1

表3 浮遊粒子状物質の比較

都道府県	区分 局数	年平均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時 間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日 数とその割合		1時間値 の最高値	日平均値 の2%除 外値
		(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)
鳥取	3 (3)	0.016	0	0	0	0	0.104	0.036
		?	?	?	?	?	?	?
		0.024	0	0	0	0	0.165	0.058
島根	2 (2)	0.024	1	0.0	0	0	0.205	0.059
		?	?	?	?	?	?	?
		0.027	2	0.0	0	0	0.306	0.062
岡山	30 (13)	0.020	0	0	0	0	0.119	0.050
		?	?	?	?	?	?	?
		0.046	68	0.8	12	3.3	0.560	0.123
広島	25 (12)	0.017	0	0	0	0	0.133	0.050
		?	?	?	?	?	?	?
		0.044	34	0.4	11	3.1	0.380	0.112
山口	19 (8)	0.031	0	0	0	0	0.129	0.063
		?	?	?	?	?	?	?
		0.042	13	0.1	5	1.4	0.441	0.093

表4 窒素酸化物の比較

都道府県	区分 局数	一酸化窒素 (NO)			二酸化窒素 (NO ₂)				窒素酸化物 (NO+NO ₂)					
		年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値	日平均値が0.06 ppmを超えた日 数とその割合		1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	NO ₂	
						(ppm)	(ppm)						(ppm)	(ppm)
鳥取	3 (3)	0.002	0.051	0.007	0.005	0	0	0.033	0.012	0.006	0.078	0.018	64.3	
		}	}	}	}			}	}	}	}	}	}	}
		0.005	0.148	0.018	0.009			0.106	0.019	0.014	0.187	0.035	71.9	
島根	2 (2)	0.002	0.019	0.004	0.004	0	0	0.036	0.009	0.006	0.047	0.013	66.5	
		}	}	}	}			}	}	}	}	}	}	
		0.002	0.048	0.006	0.004			0.042	0.011	0.006	0.087	0.018	67.0	
岡山	45 (14)	0.004	0.085	0.013	0.008	0	0	0.046	0.018	0.013	0.127	0.033	35.8	
		}	}	}	}			}	}	}	}	}	}	
		0.030	0.300	0.103	0.023			0.101	0.043	0.053	0.356	0.139	74.7	
広島	43 (20)	0.002	0.035	0.005	0.006	0	0	0.042	0.016	0.007	0.068	0.020	46.8	
		}	}	}	}			}	}	}	}	}	}	
		0.029	0.391	0.087	0.025			0.112	0.044	0.052	0.471	0.123	79.7	
山口	26 (12)	0.003	0.080	0.008	0.007	0	0	0.047	0.015	0.010	0.108	0.022	47.1	
		}	}	}	}			}	}	}	}	}	}	
		0.020	0.405	0.066	0.021			0.123	0.043	0.041	0.466	0.100	68.6	

(注) サルツマン係数0.84の吸光光度法で測定した結果

表5 オキシダントの比較

都道府県	区分 局数	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の1時間値 が0.06ppmを超え た日数と時間数		昼間の1時間値 が0.12ppm以上 の日数と時間数		昼間の1 時間値の 最高値	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値
		(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
鳥取	3 (3)	167	2,422	0	0	0	0	0.063	0.036
		364	5,346	23	84	0	0	0.098	0.047
島根	2 (2)	286	4,127	7	27	0	0	0.067	0.036
		358	5,249	10	38	0	0	0.076	0.038
岡山	38 (13)	240	3,530	21	71	0	0	0.089	0.034
		365	5,430	108	587	9	22	0.177	0.057
広島	31 (15)	293	4,197	3	4	0	0	0.063	0.017
		365	5,368	113	642	3	10	0.153	0.056
山口	18 (12)	364	5,314	19	40	0	0	0.074	0.033
		365	5,419	90	479	3	4	0.126	0.049

資料8 ばい煙発生施設に係る窒素酸化物規制の経緯

	第1次規制 (昭和48年8月)	第2次規制 (50年12月)	第3次規制 (52年6月)	第4次規制 (54年8月)	第5次規制 (58年9月)
規制の概要	(1) NO _x 排出基準の設定……大型ボイラー、大型加熱炉及び硝酸製造施設	(1) 排出基準の強化 (2) 規制対象施設の規模の拡大……中型のボイラー及び加熱炉 (3) 規制対象施設の種類の拡大……大型のセメント焼成炉及びコークス炉	(1) 排出基準値の強化 (2) 規制対象施設の規模の拡大……小型のボイラー及び加熱、中型のセメント炉及びコークス炉 (3) 規制対象施設の種類の拡大……焼結炉、アルミナ焼成炉及び廃棄物焼却炉	(1) 排出基準値の強化 (2) 規制対象施設の規模の拡大……小型のボイラー、焼結炉、アルミナ煅焼炉、金属加熱炉、廃棄物焼却炉 (3) 規制対象施設の種類の拡大……ガス発生炉、加熱炉、煅焼炉、ばい焼炉等の施設	(1) 固体燃焼ボイラーの排出基準値の強化 (2) 規制対象施設の特例の廃止、排出基準値の強化……焼結炉、精溜炉、焙焼炉、改質炉、亜鉛滓処理炉、反射炉
規制対象施設数	約1,500 全ばい煙発生施設の1.1%	約3,400 (2.5%)	約13,000 (9.5%)	約105,000 (72.9%)	
全ばい煙発生施設から排出されるNO _x 量に占める規制対象施設からのNO _x 量の割合	38%	44%	73%	95%	

(注) 昭和59年版「環境白書」環境庁編から抜粋

資料 9 ばい煙発生施設に対する窒素酸化物排出基準一覧 (1)

ばい煙発生施設の 種類	規 模 最大定格 排ガス量 万Nm ³ /h ※1	残存酸素 濃 度 (百分率)	排 出 基 準 値										
			48年8月9日 までに設置さ れた施設	48年8月10日 から50年12月 9日までに設 置された施設	50年12月10日 から52年6月 17日までに設 置された施設	52年6月18日 から54年8月 9日までに設 置された施設 52年6月18 日から52年 9月9日ま でに設置さ れた液体燃 焼小型ボイ ラー	54年8月 10日以降 設置され た施設						
ガス専焼ボイ	50以上 10〜50 4〜10 1〜4 0.5〜1 0.5未 満	} 5%	} 130 ppm } 150 ppm 150 ppm	} 130 ppm } 150 ppm 150 ppm	} 100 ppm } 130 ppm 150 ppm 150 ppm	} 60 ppm } 100 ppm 130 ppm } 150 ppm	} 60ppm } 100ppm 130ppm } 150ppm						
液体燃焼ボイ	50以上 10〜50 4〜10 1〜4 0.5〜1 0.5未 満							} 4%	} 180 ppm } 190 ppm 230 ppm 250 ppm 250 ppm	} 180 ppm } 230 ppm 250 ppm 250 ppm	} 150 ppm } 250 ppm 250 ppm	} 130 ppm } 150 ppm } 250 ppm } 180 ppm	} 130ppm } 150ppm } 180ppm
ガス発生炉、加熱炉													
炭 結 炉	10以上 1〜10 1未 満	} 15%	} 260 ppm } 270 ppm 300 ppm	} 260 ppm } 270 ppm 300 ppm	} 260 ppm } 270 ppm 300 ppm	} 220 ppm } 300 ppm	} 220ppm						
アルミナ製造用煨焼炉	1以上 1未 満							} 10%	} 350 ppm	} 350 ppm	} 350 ppm	} 200 ppm } 350 ppm	} 200ppm
煨 焼 炉													
焙 焼 炉		} 14%	} 250 ppm	} 250 ppm	} 250 ppm	} 250 ppm	} 220ppm						
溶 鉱 炉								} 15%	} 120 ppm	} 120 ppm	} 120 ppm	} 120 ppm	} 100ppm
金属溶解炉 ※3													
金 属 加 熱 炉	10以上 1〜10 0.5〜1 0.5未 満	} 11%	} 160 ppm } 170 ppm 200 ppm	} 160 ppm } 170 ppm 200 ppm	} 100 ppm } 150 ppm 170 ppm 200 ppm	} 100 ppm } 130 ppm 150 ppm 180 ppm	} 100ppm } 130ppm 150ppm } 180ppm						
石 油 加 熱 炉	4以上 1〜4 0.5〜1 0.5未 満							} 6%	} 170 ppm } 180 ppm 200 ppm	} 170 ppm } 180 ppm 200 ppm	} 100 ppm } 150 ppm 180 ppm 200 ppm	} 100 ppm } 130 ppm 150 ppm 180 ppm	} 100ppm } 130ppm 150ppm } 180ppm
触 媒 再 生 塔													
セメント焼成炉	10以上 10未 満	} 10%	} 480 ppm	} 480 ppm	} 250 ppm } 480 ppm	} 250 ppm } 350 ppm	} 250ppm } 350ppm						
板ガラス、ガラス織 維製造用熔融炉								} 15%	} 400 ppm	} 400 ppm	} 400 ppm	} 400 ppm	} 360ppm
反応炉、直火炉													
乾 燥 炉		} 16%	} 250 ppm	} 250 ppm	} 250 ppm	} 250 ppm	} 230ppm						
廃 棄 物 焼 却 炉	4以上 4未 満							} 12%	} 300 ppm	} 300 ppm	} 300 ppm	} 250 ppm } 300 ppm	} 250ppm
廃 棄 物 焼 却 炉 (連続炉以外)	4以上												

(注) ※1 電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く。

※2 液体燃焼ボイラーのうち昭和52年9月10日前に設置された排出ガス量が0.5万Nm³/h未満の過負荷燃焼のものは、適用除外される。

※3 キュポフは適用除外される。

ばい煙発生施設に対する窒素酸化物排出基準一覧 (2)

～固体燃焼ボイラー～

新設施設のNO_x排出基準

(単位: ppm)

設置年月日 排ガス量	58.9.10(施行) ～59.9.9まで	62.3.31まで	62.4.1以降	備考
(Nm ³ /h)				
70万 以上	300	300	200	当分の間()内の 値を適用する
10万 ～ 70万	300	300	250	
4万 ～ 10万	300	300	250	
下記以外のもの	300	300	250	
散布式ストーカ	300 (320)	300 (320)	250 (320)	
4万 未 満	300	300	300	
下記以外のもの	300 (350)	300 (350)	300 (350)	
流動層燃焼方式のもの	360	300 (350)	300 (350)	

既設施設のNO_x排出基準

設置年月日 排ガス量	基 準 (ppm)				
	48.8.9以前	48.8.10 50.12.9	50.12.10 52.6.17	52.6.18 54.8.9	54.8.10 58.9.9
70万 (Nm ³ /h) 以上	400※124	300※5	300	300	300
50万 ～ 70万	420※123				
20万 ～ 50万	450※7	350	350	350	350※6
4万 ～ 20万		380			
0.5万 ～ 4万	480	480	480	380	380
0.5万 未 満	480	480	480	380	380

- (注) 1 ※1 50万Nm³/h以上、低品位炭専焼、火炉分割壁型放射過熱器を有する。火炉熱発生率14万kcal/m³/h以上→550ppm(附則別表第2の1項)
- ※2 30万Nm³/h以上、低品位炭専焼(※1以外)→480ppm
- ※3 20万Nm³/h以上25万Nm³/h未満、石炭専焼、前面燃焼方式、自然循環型、火炉熱発生率14万kcal/m³/h以上→450ppm(附則別表第2の3項)、昭和60年9月10日から適用(附則2項2号)
- ※4 100万Nm³/h以上、石炭燃焼、接線型チルチングバーナーを有する。(※1、※2以外)→430ppm(附則別表第2の4項)
- ※5 50万Nm³/h以上70万Nm³/h未満、火炉熱発生率20万kcal/m³/h以上、再熱再生抽気復水式自然循環型、昭和59年12月31日までに固体燃焼ボイラーに転換するもの→420ppm、変更の工事が完了した日から適用(附則4項)
- ※6 石炭専焼、流動層燃焼方式→0.5万～1万…390ppm、1万～4万…380ppm(附則別表第1の1項)
- ※7 →昭和60年9月10日から適用(附則2項2号)

資料 10 大気汚染防止法第 3 条第 2 項の政令で定めるばいじん排出基準（抄）

施行規則第 4 条
 昭和 46.6.22 総理府令第 59 号
 改正 昭和 57.5.28 // 第 24 号

番号	令別表第 1 号	施設名	規模 (万Nm ³ /h)	本 則		附 則	
				一 般 (g/Nm ³)	On (%)	一 般 (g/Nm ³)	Onの扱い
1	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	4 以上	0.05	5		
			4 未満	0.10	5		
2	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	20以上	0.05	4	既設は当分の間 0.07とする	当分の間適用を 猶予する
			4～20	0.15	4		
			1～4	0.25	4		
			1 未満	0.30	4		
3	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	20以上	0.15	Os	既設は当分の間 0.20とする	
			4～20	0.25	Os		
			4 未満	0.30	Os		
4	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの（次項に掲げるものを除く。）	20以上	0.10	6	既設は当分の間 0.15とする	
			4～20	0.20	6		
			4 未満	0.30	6	既設は当分の間 0.35とする	
5	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち同表の八の項の中欄に掲げる触媒再生塔に附属するもの	—	0.20	4	既設は当分の間 0.30とする	
6	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち前各項に掲げるもの以外のもの	4 以上	0.30	6	既設は当分の 間0.40とする	当分の間適用を 猶予する
			4 未満	0.30	6		

番号	令別表第1の番号	施設名	規模 (万Nm ³ /h)	本則		附則	
				一般 (g/Nm ³)	On (%)	一般 (g/Nm ³)	Onの扱い
附	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭(一キログラム当たり発熱量五千キロカロリー以下のものに限る。)を燃焼させるもの	—	—	—	既設は当分の間0.70とする	当分の間適用を猶予する
7	2	令別表第一の二の項に掲げるガス発生炉	—	0.05	7		
8	2	令別表第一の二の項に掲げる加熱炉	—	0.10	7		
17	5	令別表第一の五の項に掲げる溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20	Os Os	アルミウムの地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉のうち既設は当分の間0.30とする	
18	6	令別表第一の六の項に掲げる加熱炉	4以上 4未満	0.10 0.20	11 11	既設は当分の間0.15とする 既設は当分の間0.25とする	当分の間適用を猶予する
19	7	令別表第一の七の項に掲げる加熱炉	4以上 4未満	0.10 0.15	6 6	潤滑油の製造の用に供する1万Nm ³ /h未満の既設のものは当分の間0.18とする	
22	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。)のうち土中釜	—	0.40	15		
23	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。)のうち前項に掲げるもの以外のもの	—	0.30	15		
24	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	—	0.10	10		

番号	令別表第1の番号	施設名	規模 (万Nm ³ /h)	本 則		附 則	
				一 般 (g/Nm ³)	On (%)	一 般 (g/Nm ³)	Onの扱い
25	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4以上	0.10	18		
			4未満	0.20	18		
26	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうち前4項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.15	15		} 当分の間適用を猶予する
			4未満	0.25	15		
27	9	令別表第一の九の項に掲げる溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供するもの	4以上	0.10	15		
			4未満	0.15	15		
28	9	令別表第一の九の項に掲げる溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	4以上	0.10	16		
			4未満	0.15	16		
29	9	令別表第一の九の項に掲げる溶融炉のうち前二項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.10	15		
			4未満	0.20	15		
30	10	令別表第一の十の項に掲げる反応炉及び直火炉	4以上	0.15	6		} 当分の間適用を猶予する
			4未満	0.20	6		
31	11	令別表第一の十一の項に掲げる乾燥炉のうち骨材乾燥炉	—	0.50	16		
32	11	令別表第一の十一の項に掲げる乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.15	16		
			4未満	0.20	16		

番号	令別表第1の番号	施設名	規模 (万Nm ³ /h)	本 則		附 則	
				一 般 (g/Nm ³)	O _n (%)	一 般 (g/Nm ³)	O _n の扱い
33	12	令別表第一の十二の項に掲げる電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が40パーセント以上のものに限る。)の製造の用に供するもの	—	0.20	O _s		
34	12	令別表第一の十二の項に掲げる電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が40パーセント未満のものに限る。)及びカーバイトの製造の用に供するもの	—	0.15	O _s		
35	12	令別表第一の十二の項に掲げる電気炉のうち前二項に掲げるもの以外のもの	—	0.10	O _s		
36	13	令別表第一の十三の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち連続炉	4以上	0.15	12		} 当分の間適用 を猶予する
			4未満	0.50	12		
37	13	令別表第一の十三の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	—	0.50	12		当分の間適用を 猶予する

- 備考 1. この表に掲げるばいじんの量は、規格Z 8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火屑整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
2. ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする。
3. 規模は、施設の1時間当たりの最大排出ガス量(湿り)により区分されている。
4. ばいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C ばいじん量 (g/Nm³)

O_n 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (%)

O_s 測定時の酸素濃度 (%)

C 測定時のばいじん量 (g/Nm³)

資料 11 大気汚染防止法第 18 条の 3 の政令で定める粉じん発生施設の規制基準

(施行規則第 16 条 昭和 46.6.22)

令別表第 2 の施設番号	粉 じ ん 発 生 施 設	規 模	管 理 基 準
1	ークス戸	原料処理能力が 1 日当たり 50 t 以上であること。	1 装炭作業は、無塵装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 1,000 m ² 以上であること。	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の 1 に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式的ものを除く。）	ベルトの幅が 75cm 以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 m ³ 以上であること。	粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の 1 に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第 3 号又は第 4 号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

令別表第2 の施設番号	粉じん 発生施設	規 模	管 理 基 準
4	破碎機及び摩 碎機（鉱物、 岩石又はセメ ントの用に供 するものに限 り、湿式のも の及び密閉式 のものを除く。）	原動機の定格 出力は75kW以 上であること。	次の各号の1に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置され ていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられ ていること。
5	ふるい（鉱物、 岩石又はセメ ントの用に供 するものに限 り、湿式のも の及び密閉式 のものを除く。）	原動機の定格 出力が15kW以 上であること。	5の基準は、「4の基準」と同じ。

資料 12 航空機騒音に係る環境基準について

（昭和 48. 12. 27）
環 告 154

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

公害対策基本法第9条による騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値（単位 WECPNL）
I	70 以下
II	75 以下

（注） Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル(計量単位:デシベル)及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 航空機騒音の評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値(単位W E C P N L)を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算式

$$\overline{\text{dB}(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

(注) $\overline{\text{dB}(A)}$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を N_1 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を N_2 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を N_3 、午後10時から12時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3 N_3 + 10 (N_1 + N_4)$$

- (5) 測定機器は、日本工業規格C 1502に定める指示騒音計若しくは国際電気標準会議 pub/179に定める精密騒音計又はこれらに相当する測定機器を用いるものとする。

この場合において、聴感補正回路はA特性とし、動特性は緩(slow)とする。

- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
既 設 飛 行 場	第三種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5年以内
		B	10年以内
	新東京国際空港		
第一種空港(新東京国際空港を除く)及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。	

- 備考 1. 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
2. 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい AとはBを除くものをいう。
3. 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

資料 13 騒音規制法第 2 条第 1 項の政令で定める工場・事業場の特定施設一覧

施設		備考
施設の種類	機械名	
1 金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合形が22.5kW以上のものに限る。
	ロ 製管機械	
	ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。
	ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が30重量トン以上のものに限る。
	ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。
	ト 鍛造機	
	チ ワイヤフー ングマシン	
	リ プラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のを除く。
	ヌ タンブラー	
	2 空気圧縮機及び送風機	
3 土石用又は鉱物用の粉碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
4 織機		原動機を用いるものに限る。
5 建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。
	ロ アスフトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。
6 穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
7 木材加工機械	イ ドラムバーガー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。
	ハ 碎木機	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。
	ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。
	ホ 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。
	ヘ かんな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。
8 抄紙機		
9 印刷機械		原動機を用いるものに限る。
10 合成樹脂用射出成形機		
11 鋳造型機		ジェット式のものに限る。

資料 14 騒音規制法第 2 条第 3 項の政令で定める建設作業に係る特定建設作業一覧

作 業	作 業
1 くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業。	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 kW 以上のものに限る。）を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く

資料 15 振動規制法第 2 条第 1 項の政令で定める特定施設一覧

- 1 金属加工機械
 - (イ) 液圧プレス（矯正プレスを除く）
 - (ロ) 機械プレス
 - (ハ) せん断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。）
 - (ニ) 鍛造機
 - (ホ) ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）

- 6 木材加工機械
 - (イ) ドラムバーガー
 - (ロ) チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用の ール機（カレンダー ール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳型造型機（ジ ト式のものに限る。）

資料 16 振動規制法第 2 条第 3 項の政令で定める特定建設作業一覧

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
- 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）